

福岡県立ひびき高等学校 保護者教師会 規約

第1章 総則

第1条(名称)

この会は「福岡県立ひびき高等学校保護者教師会」と称し、事務局を本校内に置く。

第2条(目的)

この会は学校と家庭の積極的な協力により、生徒の健全な成長を図る事を目的とする。

第3条(事業)

この会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 高等学校教育の理解と協力並びに家庭教育の充実促進。
- 2 会員の知識教養の向上と会員相互の親睦。
- 3 生徒の健全育成と福祉、安全に関する事業促進のため学校と公共機関との協力促進。
- 4 その他この会の目的を達成するために必要な事項。

第2章 会員および協力会員

第4条(会員の資格)

この会の会員は次の通りとする。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者
- (2) 本校に勤務する職員

第5条(協力会員の資格と在籍期間)

役員会が必要と認めたときに限り、この会に協力会員をおく。協力会員の資格と在籍期間は次の通りとする。

- (1) 本校を卒業または在籍した生徒の保護者で、この会の目的に賛同する者
- (2) 協力会員の在籍期間は、役員で最長3年、常任委員で最長2年とする。

第3章 役員・顧問の資格と任期

第6条(役員)

この会には次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 書記若干名(うち1名は学校職員)
- (4) 会計若干名(うち1名は学校職員)

なお、学校より役員として校長、副校長、教頭、事務長が入る。

第7条(資格および選出)

役員(会長、副会長、書記、会計)は、会員・協力会員の中から役員候補者推薦委員会が執行委員会に選出・推薦し、総会において承認する。但し、役員の兼任は認めない。

第8条(任期)

役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第9条(職務)

職務は次の通りとする。

- (1) 会長は会務を総括し、会合を主催し、外部に対して会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。
- (3) 書記は会務の運営に当たり、記録を執り後任者に引き継ぐ。
- (4) 会計は会の会計を処理し、年度末会計監査を経て、決算報告書を総会に提出し全会員に報告する。
- (5) 校長は総会で決議された予算や会務等に基づき、通常の庶務会計について決議する。

第10条(役員・常任委員の選出)

- 1 役員は年度始めの総会において選出する。
- 2 常任委員は会長が委嘱する。
- 3 役員・常任委員選出の細目については別に定める。

第11条(機関)

- 1 この会に次の機関をおく。

- (1) 総会 (2) 役員会 (3) 執行委員会 (4) 常任委員会
- 2 総会の成立は過半数の出席で成立し、止むを得ず出席できない時は委任状を以て出席にかえることができる。
- 3 各機関の議決はすべて出席者の過半数の賛成を得て議決する。

第12条（顧問）

この会は必要に応じて顧問（役員相当）をおくことができ、役員候補者推薦委員会の推薦に基づき会長が委嘱する。顧問は会長を補佐して会の運営を助ける。任期は1年とし再任は妨げない。但し在籍期間は他の役職を通算せず最長2年とする。

第4章 総会

第13条（総会）

総会は次の事項を決議する。

- 1 会務に関する事。
- 2 役員を選任に関する事。
- 3 常任委員会の委員長、副委員長及び監事を選任に関する事。
- 4 予算及び決算に関する事。
- 5 会則の改廃に関する事。
- 6 その他必要な事項に関する事。

第14条（総会等の招集、開会）

総会は定期総会と臨時総会とし、会長が召集する。定期総会は原則として4月に開き、臨時総会は会長又は会員の過半数が必要と認めた場合を開く事ができる。

第5章 執行委員会

第15条（執行委員会の構成、開会）

執行委員会は役員及び常任委員会の委員長、委員をもって構成し、会長が必要と認めた場合に開会する。

第16条（執行委員会）

執行委員会の付議事項

- 1 総会より委任された事項
- 2 各部会の計画及び実行に関する事項
- 3 予備費及び実行予算に関する事項
- 4 予算の構成
- 5 総会の付議事項の原案作成
- 6 この会の日常運営に必要な事項

第6章 役員会

第17条（役員会）

役員会は必要に応じ会長が招集し、執行委員会に付議する事項の原案作成並びに執行委員会より委任された事項を付議する。なお、役員会は緊急並びに特別な事項について審議する。

第7章 常任委員会

第18条（常任委員会）

常任委員会は常任委員で構成し、次の委員会のいずれかに所属して活動を行う。各委員会はいかなる活動計画も執行委員会に図る必要がある。

- 1 総務委員会は全般的な企画、年間活動計画の調整や、他の委員会に属さない行事の企画運営を行う。
- 2 広報委員会は活動目標の実現のため学校と保護者、生徒間の意志の疎通を図る。
- 3 研修委員会は研修活動を通じ会員の知識、教養の向上を図る。
- 4 健全育成委員会は生徒の健全育成や健康、安全面に配慮した活動を行う。

第8章 特別委員会

第19条（特別委員会）

- 1 特別委員会は特定の目的を遂行する。またいかなる事業計画も執行委員会に図る必要がある。
- 2 委員長は副会長とし委員は執行委員会の承認を得て会長が委嘱する。

第9章 会費

第20条 (会費)

- 1 この会の会員は会費を納入しなければならない。
- 2 この会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。
- 3 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 4 この会の会費は総会で定めた金額とする。
- 5 会員は正規の会費を毎月20日までに納入しなければならない。
- 6 協力会員（顧問含む）は、会員の会費の2分の1の額をその都度定める期日までに納入しなければならない。
- 7 その他、会計に関する事項は、別途会計規定により細目を定める。

第10章 会計監査

第21条 (会計監査)

- 1 この会に監査委員2名を置く。監査委員は会員・協力会員の中から役員候補者推薦委員会が執行委員会に選出・推薦し総会において承認する。但し、役員との兼任は認めない。
- 2 監査委員は本会の経理を監査し総会に報告しなければならない。
- 3 監査委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第11章 弔慰規定

第22条 (弔慰規定)

この会の弔慰に関する規定は、別途定める。

付則

- この会則は平成19年5月11日から施行する。
平成21年5月8日 会則を一部改訂する。
平成30年4月28日 会則を一部改訂する。
平成31年4月26日 会則を一部改訂する。
令和2年6月25日 会則を一部改訂する。

弔慰規定

- 1 会員・協力会員（顧問含む）及び生徒の死亡に伴う弔慰は次による。
 - (1) 生徒・保護者（及び配偶者） 25,000円程度。
 - (2) 職員 25,000円程度。
 - (3) 職員の家族、15,000円程度。
- ※ 職員の家族とは、配偶者、職員の実父母とする。
- 2 この規定の改廃は、執行委員会で行う。
 - 3 この規定は、平成27年4月17日より実施する。
平成30年4月28日 規定を一部改訂する。
平成31年4月26日 規定を一部改訂する。

旅費規定

- 1 会員及び協力会員（顧問含む）が、保護者教師会及びその他の公務で旅行する場合に旅費を支給する。旅費の種類は、鉄道賃・船賃・航空賃・車賃・日当・宿泊料を支給する。
 - (1) 鉄道賃は鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - (2) 船賃は水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - (3) 航空賃は航空旅行について東京以遠の場合に限り支給する。
 - (4) 車賃は陸路（鉄道を除く）旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - (5) 日当は、旅行中の日数に応じ次のとおり支給する。
 - ア 一日（100km以上）・・・4,000円
 - イ 半日（100km未満）・・・2,000円
 - (6) 宿泊料の額は、一泊につき12,000円とする。
- 2 役員会・執行委員会等の会議に出席した役員・委員には、交通費補助として一律1,000円を支給する。
- 3 この規定の改廃は、執行委員会で行う。
- 4 この規定は、平成16年5月13日より実施する。
平成30年4月28日 規定を一部改訂する。
平成31年4月26日 規定を一部改訂する。

役員・常任委員の選出規定

- 1 役員の選出については次による。
 - (1) 学校職員以外の役員・会計監査については「役員候補者推薦委員会」（以下 委員会という）で推薦された保護者を総会にかけて選出する。
 - (2) 委員会は4常任委員会よりそれぞれ2名の理事、学校より教頭、それに役員より2名で構成する。
- 2 常任委員の選出については次による。
 - (1) 常任委員は、役員会において地区を勘案のうえ選出しこれを会長が委嘱する。
 - (2) 各常任委員会の委員のうち2名は学校職員をあてる。
 - (3) 4常任委員会の委員長・副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 役員・常任委員長に欠員が生じ補充を要する時は執行委員会で選出する。但し会長の場合は臨時総会で選出する。なお任期は前任者の残存期間とする。
- 4 この規定の改廃は執行委員会で行う。
- 5 この規定は、平成16年5月13日より実施する。
平成21年5月8日 規定を一部改訂する。
平成30年4月28日 規定を一部改訂する。
平成31年4月26日 規定を一部改訂する。

会計規定

- 1 会計は運営に必要な経費を予算に基づいて整理し帳票を作成、会長（校長が事務を代行）の決裁を得て執行する。（規約第20条関係）
 - (1) 本会の会費は規約第20条により月額650円とする。
 - (2) 会費は生徒1人当たり1会費とする。
 - (3) 既納の会費は払戻しは行わない。
- 2 この規定の改廃は会費の月額を除き執行委員会で行う。
- 3 この規定は平成19年4月1日より実施する。
平成30年4月28日 規定を一部改訂する。